

独立行政法人医薬基盤研究所平成19年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日付けをもって認可された独立行政法人医薬基盤研究所中期計画を達成するため、同法31条第1項に定めるところにより、次のとおり、平成19年度計画を定める。

平成19年3月30日

独立行政法人医薬基盤研究所
理事長 山西 弘一

第1 業務運営の効率化に関する事項を達成するためにとるべき措置

(1) 機動的かつ効率的な業務運営

- ア・幹部会、将来構想検討委員会等を活用して、業務の進捗状況の把握、業務運営上の重要問題に関する議論を行い理事長の経営判断を業務運営に反映させる。
 - ・NMR棟の警備、所内LANシステムの保守管理など新たに拡大した業務について外部委託を推進する。
 - ・医薬品開発に知識経験を有する嘱託・顧問の採用に努めるとともに、有効活用を図る。
 - ・研究契約や知的財産権の扱いなど専門的事項について顧問弁護士や顧問弁理士を活用する。
 - ・派遣職員等の活用により常勤職員の採用を極力抑える。
 - ・基盤的研究部においては、引き続き、研究テーマごとに必要な人員を配置するプロジェクトチーム制とする。
 - ・年度計画に基づき、部門別の業務計画表に加えて、常勤職員ごとに業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を推進する。
- イ・昨年度に導入した所内共有LANシステムについて、アクセス権限や容量の分配など使用ルールの整備を進めるとともに、旅費等の電子決済、予算執行状況の確認、共同研究先とのデータ送信など、システムの有効活用を図る。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

- ア・省エネルギーの推進、一般競争入札による調達コストの削減、定型的業務の外部委託の推進等により、一般管理費の節減を図る。
 - ・適切な人員配置に努め、人件費の節減を図る。
- イ・所内共用LANシステムを活用した業務の効率化等により、事業費の節減を図る。
- ウ・上記イに掲げる効率化に向けた取り組みを進める一方で、医薬品・医療機器の研究開発を促進する観点からの新たな社会的・政策的要請に配慮する。既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためとるべき措置

A. 全体的事項

(1) 戦略的事業展開

ア・外部有識者を含む各種委員会や関係団体から広く意見を聴取し、内外の研究開発動向や有望な研究分野等に関する知見を集める。

- ・基盤的研究と生物資源研究について、それぞれの特性を踏まえた評価基準を作成するとともに、基盤的研究等外部評価委員会の下に基盤的研究分科会と生物資源研究分科会を設置して、より専門性の高い評価を実施する。評価結果は予算等の配分に反映する。

- ・基礎的研究評価委員会及び実用化研究評価委員会並びに関係団体等から、基礎的研究事業、実用的研究支援事業において重点を置くべきテーマについて意見を聴取し、公募テーマの設定や評価に反映する。

イ・研究成果発表会の開催等により、研究所内での情報交換を進める。

- ・ES細胞研究や靈長類を使用した研究等について所内共同研究を推進するなど、異なる分野の知識、資源、研究手法等を有効活用する。

(2) 外部評価

- ・運営評議会を開催し、研究所の業務運営全般について意見を求め、結果を業務運営に反映させる。

(3) 情報公開

ア・法人文書の管理を継続的に行い、情報公開請求に迅速に対応できる体制を維持する。

- ・閲覧者の利便性向上を図るため、掲載情報の大幅な整理などホームページの大規模更新を実施する。

イ・内部監査の実施体制の充実を図るとともに、研究費の執行や物品管理について内部監査を実施し、結果を公表する。また、外部監査を適正に実施する。

- ・財務状況を年度報告として公表する。

(4) 成果の普及及びその活用の促進

ア・論文等の研究成果をホームページを通じて迅速に公表する体制を整備する。

イ・製薬企業や各種研究機関の参加を得て、本研究所の研究成果の普及を目的とした講演会やシンポジウムを複数回開催する。

- ・研究所の一般公開を開催し、研究活動の紹介、研究施設・設備の公開を行うとともに、小中学生も参加できるイベント等を開催し、研究所の活動に対する一般の理解を深める。

- ・生物資源研究部、靈長類医科学研究センター、薬用植物資源研究センターにおいて研究者に対して生物資源の利用に関する専門的技術・知識を深めるための講習会を開催する。

ウ・基盤的研究及び生物資源研究の研究成果につき、合計60報以上の査読付き論文を科学ジャーナル等論文誌に掲載する。

エ・国際会議、シンポジウム等での口頭発表を国内及び海外において積極的に行う。

オ・研究所の研究成果に基づく特許権の取得を積極的に行うため、TLOの協力を得て、特許取得に関する相談等を行う。

カ・研究所が所有する特許権等の実用化を促進するため、ホームページを通じた広報、TLOを通じた製薬企業等への普及を図るとともに、製薬企業等との間で実用化に向けた共同研究等を推進する。

キ・特許権等の研究成果を受託者に帰属される、いわゆるバイ・ドール方式による研究契約を資

金提供先との間で締結し、研究成果の積極的な活用を促進する。

(5) 外部研究者との交流、共同研究の促進、施設及び設備の共用

- ア・複数の民間企業との共同研究として、トキシコゲノミクスプロジェクトの研究成果を活用した新たな研究プロジェクトを立ち上げ、研究体制を構築する。
 - ・「ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究プロジェクト」を推進する。
 - ・複数の民間企業からの受託研究である「疾患モデル動物研究プロジェクト」について、参加企業に対して改良を加えたモデル動物の提供を進めるなどプロジェクトを着実に推進する。
 - ・靈長類医科学研究センターの研究施設など、当研究所の有する施設・設備について外部研究者による利用を推進する。
 - ・神戸大学大学院医学系研究科と連携大学院に関する協定を締結し、大学院生の募集を開始する。
- イ・共同研究規程、受託研究規程等に基づき、内部研究評価委員会における審査等を通じて外部機関との研究交流を適正に実施する。

B. 個別的事項

1. 基盤的技術研究

(1) 医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究

国立医薬品食品衛生研究所及び製薬企業等との共同研究により以下を実施する。

- ア・昨年度までに構築したデータベースや毒性予測システムを活用しつつ、医薬品開発の初期段階での化合物の絞込み等に利用できる安全性バイオマーカーの探索を開始する。
- イ・データベースの公開として、解析した化合物の名称や試験法の概要等の情報をホームページを通じて公開する。
- ウ・データベースの保守管理を継続的に行う。
 - ・これまでに解析した化合物と作用機序等の類似した化合物群等との比較解析、ラットの血液を用いた遺伝子発現解析等に着手する。

(2) ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究

- ア 研究協力機関から提供されたヒト試料（血清、組織等）を用いて、同位体標識法（cICAT法）による質量分析を行うとともに、プロテインチップ法（prOTOF2000）等により血清中のたんぱく質の迅速な解析を行うなど、疾患関連たんぱく質の探索・同定及び定量を進め、新規疾患関連たんぱく質を見出す。
- イ 研究協力機関から提供された臨床情報及びヒト試料の解析結果をバイオインフォマティクスの手法を用いて解析し、疾患と特異たんぱく質の相関性を示すデータベースを完成する。
- ウ データベースの公開を目指し、準備を進める。
- エ 本研究で得られた成果については、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団と共同名義で特許出願し、知的財産権を取得する。

(3) 疾患関連たんぱく質の有効活用のための基盤技術開発

- ア.自己免疫疾患やアレルギー性疾患といった炎症の発症・悪化に関わる疾患関連たんぱく質の機能解析やその機能（活性）を阻害できる分子の開発を進める。

- ・ 糖尿病や肥満の原因となるシグナル伝達異常の解明とその治療の基礎の確立に向けて、関連するシグナルを活性化又は阻害する低分子化合物の探索やシグナル構成タンパクの発現抑制実験等を行い、疾患との相関解析を行う。
 - ・ 疾患の分子機構の解明と新規の医薬品標的候補たんぱく質の同定を目指して、バイオインフォマティクスの手法を用いたたんぱく質の構造・機能や相互作用の予測を行う。19年度は、たんぱく質一たんぱく質、たんぱく質-核酸などの相互作用を予測する方法の開発に着手するとともに、疾患関連遺伝子（候補）の多型とたんぱく質の構造・機能との関係を解析する。
- イ. 疾患関連たんぱく質と選択的に結合する抗体等の作製や抗体等を用いた分子標的療法の開発を進める。

（4）新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究

- ア ヒトヘルペスウイルスの感染過程に関わる宿主因子、ウイルス因子の探索、それらの機能解析を進める。
- イ 前年度に同定されたヒトヘルペスウイルスの成熟、出芽などに関わると考えられる因子の機能解析を進めるとともに、さらなる因子の同定を行う。
- ウ ヘルペスウイルスを用いた遺伝子運搬体（ベクター）の開発に向けて、ウイルスの複製に非必須な遺伝子領域の探索を進めるとともに、ワクチン開発に向けて当該領域を応用した組換えウイルスの作製とその解析を行う。さらに、前年度に作製された組換えウイルスについてワクチンとしての効果の解析を行う。
- エ 前年度に同定されたヘルペスウイルスの感染によって作用する免疫担当細胞の調整に関わる因子について機能解析を行う。
- ・ SOCS分子（免疫応答に関わるシグナル調節分子の一種）の機能抑制型を免疫細胞等に特異的に導入することにより、インターフェロンの感受性を高進させ、ウイルスに対するワクチン効果を高める研究を進める。19年度においては、標的細胞への特異的導入法の樹立を図る。

（5）新世代抗体産生基盤研究

- ア・前年度に樹立した数種類のストローマ細胞株を用いて人工リンパ組織を構築し、ウイルス抗原や癌抗原に対する抗原特異的免疫能を検討する。その結果からこれらの疾患関連抗原に対して高い抗原特異的免疫能をもつ人工リンパ組織を構築するストローマ細胞株を選択する。
- ・上記で選択したストローマ細胞を組み込んだ人工リンパ組織により、マウスを用いた実験系で抗腫瘍効果あるいは免疫不全状態でのウイルス感染症に対する治療効果を判定する。

（6）遺伝子導入技術の開発とその応用

- ア・アデノウイルスの種々のカプシドタンパク質を改変したベクターの開発を引き続き行い、遺伝子導入特性の解析を進める。
- イ・霊長類を用いて、局所投与による改良型アデノウイルスベクターの遺伝子導入特性を明らかにする。
- ウ・アデノウイルスベクターを用いて造血幹細胞に機能遺伝子を発現させることにより、造血細胞移植効率が上昇するか検討する。

2. 生物資源研究

(1) 遺伝子

ア 遺伝子の開発・収集、品質管理

- ・ 遺伝子変異の記載されたヒト疾患遺伝子のcDNAクローンの収集を引き続き行い、神経疾患関連遺伝子についてはさらに100種以上収集する。それらとの比較解析のため、カニクイザルおよびチンパンジーについて、それぞれ2,000種および300種以上の標準遺伝子クローンを新たに開発し、配列決定してホモロジー解析を行う。

イ 遺伝子の供給体制の整備・情報の発信

- ・ 遺伝子クローンに関する配列情報を追加するなど遺伝子情報データベースの充実を図るとともに、疾患関連情報とリンクさせ、データベースの機能を強化する。
- ・ ヒューマンサイエンス振興財団研究資源バンクと連携して遺伝子分譲の促進を図り、年間供給件数約80件を達成する。
- ・ カニクイザル完全長cDNAクローンを用いたcDNAチップとその配列情報を用いたオリゴチップについて、既存のアカゲザルチップとの比較解析等により品質を精査した上で、大量供給が可能な体制を整備する。

(2) 培養細胞

ア 細胞の収集、維持、品質管理、長期安定的保存、供給

- ・ 新たに40種類以上の細胞の寄託を受け、品質管理を実施し凍結保存する。
- ・ 微生物汚染検査を継続的に実施し、異種細胞・真菌・マイコプラズマ等の混入を排除した高品質な細胞とする。
- ・ 培養細胞のDNAを用いたマルチプレックスリアルタイムRT-PCR法により、分譲数の多い細胞資源から順次ウイルス混入の有無を高感度に検査し、検査結果を細胞情報として利用者に提供する。
- ・ 培養細胞のRNAを用いたマルチプレックスリアルタイムRT-PCR法による高感度ウイルス検出法の開発に着手する。
- ・ 細胞の年間供給数を3,200試料とする。

イ 培養細胞関連情報のデータベース化と研究者への提供

- ・ 新たに資源化された培養細胞に関する情報を順次データベースに収載するとともに、学術情報、文献情報、培養情報、品質管理・保存に関する情報の収集・収載を進める。
- ・ 染色体解析情報、遺伝子発現解析情報、画像情報、動画情報を充実し、利用者に提供する。
- ・ メールマガジンを月1回発行し、新規細胞に関する情報など細胞バンクに関する最新情報を提供する。

ウ ヒト由来研究資源等に関する研究倫理に関する基盤整備

- ・ 諸外国におけるバイオバンク事業の状況や法制度などについて調査し、今後、我が国の生物資源バンク事業において問題となりうる事項を整理する。
- ・ ヒト試料の収集・保存・利用に関する国内の状況について調査を開始する。
- ・ ヒト試料の生物資源バンクへの寄託を促進するため、提供者のインフォームドコンセントを得る際の同意書・説明書等について、標準書式の作成に向けた現状把握と問題点の抽出を行う。

(3) 薬用植物

- ア 薬用植物等の収集、保存、情報整備及び行政的要請への対応
- ・ 保存・交換用として薬用植物等の種子400点以上を採集・保存する。
 - ・ 薬用植物データベースについて、文字データの作成並びに画像データの収集を継続する。
 - ・ 種子交換目録を作成して国内外関係機関への配布し、要望に応じて種子・種苗を提供するとともに、種子交換によるシシウド属、サイシン属等の重点的な収集を継続する。
 - ・ ケシ、オニゲシ、ハカマオニゲシ、アサ、コカ等について、各種問い合わせに対応するための詳細なデータを整備する。
 - ・ 薬用植物の栽培指針の作成を目的として、エゾウコギ、サラシナショウマ等の特性調査・栽培試験を行う。
 - ・ 日本薬局方に収載する生薬に関する試験法の原案作成並びに理化学試験用標準生薬の設定のための試験・研究を行う。
- イ 薬用植物等の保存、増殖、栽培、育種における技術並びに化学的、生物学的評価に関する研究開発
- ・ 薬用植物貯蔵種子の発芽率の経年変化の検定を継続するとともに、生存期間の短い種子の長期保存法並びに薬用植物カルス、不定胚培養の超低温保存を検討する。
 - ・ カンゾウの国内栽培化に向けた研究を継続するとともに、モッコウ等の大規模機械化栽培に向けて、播種・育苗・収穫の機械化の研究を行う。
 - ・ ハトムギ新品種の実証栽培試験を行い、実用生産に移行するとともに、新品種の育成に向けて、シャクヤク新品種候補系統についての基準品種との比較試験等を継続する。
 - ・ 薬用植物中の有効成分の合成に関する遺伝子の機能・発現解析を継続するとともに、薬用植物への新規遺伝子導入法の研究を行う。
 - ・ 閉鎖系栽培施設での薬用植物生産に適した植物の選抜並びに栽培条件検討のため、二次代謝物分析法の確立並びに養液栽培試験を行う。
 - ・ スクリーニングの対象として新たにアルゼンチンの植物資源を加え、抗リーシュマニア活性のin vitroでのアッセイを行い、活性の強い植物エキスをさらに選抜して、活性成分の精製に着手する。

(4) 実験用小動物

- ア 新たな疾患モデル動物の開発と病態解析、関連技術の開発
- ・ 先天代謝異常症、プリオン病、生活習慣病などの疾患モデル動物について、病態解析を進め、有用性の評価を行い、系統として樹立する。
 - ・ 先天性腎疾患モデルマウスの発症機序の解明を進めるとともに、有用な系統とするための改良に着手する。
 - ・ 疾患モデル動物の開発や疾患モデルマウスバンクにおける胚収集を進めるための技術として、各系統マウスの卵巣機能などの情報を集積し、有効な過排卵誘起法の開発に着手する。
 - ・ 各種疾患研究に最適なマウスの系統を選択できるよう、生理学的・遺伝学的特性のプロファイリングを開始する
 - ・ 複数企業からの受託研究である「疾患モデル動物研究プロジェクト」として、変形性関節症高発マウス（原種）等について繁殖・系統維持が容易になるよう改良を行うとともに、食道アカラシア高発マウス等について遺伝子レベルでの病態解析等を行い、創薬研究に利用するための条件整備を進める。
- イ 実験動物の系統維持、収集、保存、供給及び関連情報の発信

- ・ 実験動物（マウス、スナネズミ、マストミス、ハムスター）について、繁殖的学的特性や病態情報などの基礎データの収集を進め、効率の良い飼育・系統維持を行う。
- ・ 疾患モデルマウスバンクへ新規にマウス20系統以上の収集を行い、微生物汚染を排除した凍結胚として保存するとともに、これらの系統の分譲用凍結胚を各系統300個作製する
- ・ 年間マウス系統分譲数30件を達成する。
- ・ 保有動物に関するデータベースについて、表現型情報、文献情報、疾患関連情報を充実させ、ホームページで公開する。

（5）靈長類

- ア 高品質の医科学研究用靈長類の繁殖、育成、品質管理、供給。
- ・ 前年度までに確立した排卵期推定法を用いて、適正な交配時期を決定することにより、カニクイザルの効率的な繁殖を行い、年120頭の育成ザルの供給体制を確立する。
- イ 医科学研究用靈長類リソースの開発・整備
- ・ サルタイプDレトロウイルス非感染カニクイザルの供給に向けて、前年度までに整備した非感染パイロットコロニーの規模拡大を図るとともに、EBVおよびCMVのヘルペスウイルスについても非感染コロニー確立の可能性を検討する。
 - ・ 汎用性の高いリソースとして各種靈長類の胚、配偶子、細胞の保存技術の開発を継続するとともに、遺伝性疾患の疑われる家系について 配偶子の保存を試みる。
 - ・ 老齢サルからなるAging Farmにおいて、前年度までに確立した画像解析技術を用いて、循環器疾患モデルの充実を図るとともに、代謝疾患および骨粗鬆症の自然発症疾患モデルの開発に着手する。
 - ・ 前年度までに確立したC型肝炎およびvCJD疾患モデルの病態解析を行うと共に、マラリア感染モデルの開発に着手する。
 - ・ カニクイザルの飼育、繁殖、育成、健康管理、実験技術等に関するデータベースについて、前年度までに完了した基本設計に基づき、収載情報の充実を図る。

3 研究開発振興

（1）国民の治療ニーズに即した研究開発の振興による国民保健の向上に係る目標を達成するため にとるべき措置

ア 有望案件の発掘

- ・ 技術マップ（医療分野のバイオ関連研究施設・企業の研究者とその研究テーマに関する情報集）及び知財マップ（医療分野のバイオ関連研究施設、企業の有する特許などの知的所有権に関する情報集）の充実を図る。知財マップについては、再生医療分野に係る特許情報の拡充・更新を行う。これらを研究開発動向の把握、有望な研究や研究者の発掘に利用する。
- ・ 応募書類に記載されている保有特許については、特許情報データベースを活用するなどして内容を精査する。
- ・ マーケティングの観点から適正な評価を行うため、ベンチャーキャピタルや新興市場の関係者など、投資環境やバイオ市場をよく知る団体との情報交換を隨時行う。

イ 社会的要請に基づいた案件の採択

- ・ 将来的に実用化という形で社会還元できる可能性が高く、社会的要請を反映した案件を採択する。

- ・実用化研究については、民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い研究テーマについて評価実施要領に基づき実用化の可能性を定量的に評価した上で、収益性について定量的に評価し、収益可能性の高い案件を支援する。
- ・社会的要請を公募テーマの設定に反映させるため、関係団体や有識者から意見聴取を行うとともに、ホームページ等を通じて広くアンケート調査を実施する。
- ・上記の調査の結果を取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、次年度の案件採択に反映する。

ウ 国家政策上、重要性が高いテーマの選定・採択

- ・国家政策上、重要性の高いテーマがある場合には、政策目的に沿った案件採択を行う。

エ 研究内容を重視した案件の採択

- ・研究計画の妥当性や研究実施能力等に着目した評価を行い、真に優れた研究案件を採択する。
- ・厚生労働省を通じて他省庁に資金提供先を照会するとともに、内閣府の運営する政府研究開発データベースを活用して重複チェックを行い、特定の案件、研究者への研究開発資源の集中を排除するよう努める。

(2) 知的財産の創出及び製品化の促進に係る目標を達成するためにとるべき措置

ア プログラムオフィサー制度の実施

- ・医薬品開発に関する知識経験を有するプログラムオフィサーの確保に努める。
- ・プログラムオフィサーは、電話や訪問等を通じて研究開発の進捗状況を把握するとともに、評価委員会の意見を踏まえ、研究開発計画や研究体制の見直しを指導する。また、研究開発の進捗状況や評価結果に基づいた資金配分の見直しを図る。
- ・計画に比して研究開発の進捗が著しく遅延しているプロジェクトについては、原則として中止する。
- ・プログラムディレクターによるプログラムオフィサーの業績評価について、前年度の試行結果を踏まえて必要な修正を行い、再度試行を行う。

イ 政策目的の実現に適した評価手法の確立

- ・評価実施要領に基づき、事前評価から終了時評価まで一貫した考え方に基づいて評価を行うとともに、保健医療への貢献度、独創性・新規性、計画の妥当性、研究開発の実施体制・実施能力などの評価項目ごとに点数評価を行う。
- ・評価結果を資金配分に反映するとともに、①当該研究開発課題において必要不可欠な研究機器の有無、②当該研究開発課題のチームの規模等にも配慮した上で資金配分を行う。
- ・希少疾病用医薬品等開発振興業務については、試験研究の進捗状況について年1回報告を求めるとともに、進捗に遅れのある企業については適宜報告を求め、進捗状況に応じた助成金交付額決定を行う。また、過去に5事業年度以上助成した品目（同一効能）について、更に継続して助成する場合には、開発の可能性について重点的に確認を行う。さらに、助成終了後も承認申請までの状況を把握することにより助成金が効果的に使用されたかどうか把握する。

ウ 外部有識者の活用等による実効性のある評価の実施

- ・基礎研究評価委員会及び実用化研究評価委員会における意見並びに厚生労働省の意見を聴取した上で、新規採択に係る公募テーマを設定し、ホームページ等を通じて広く公表する。
- ・外部有識者で構成する専門委員及び評価委員会により、二段階評価を実施する。
- ・一次評価については、各分野の先端技術に精通した専門家を専門委員として委嘱し、書面審査

による専門的評価を行う。

- ・二次評価については、基礎研究評価委員会、実用化研究評価委員会において一次評価の結果を踏まえて、面接審査を実施する。
- ・各研究開発プロジェクトにおいては、応募書類においてプロジェクト終了時点での到達目標とそのための事業計画を明確に記述させ、採択時評価に役立てる。また、継続中のプロジェクトについては、プロジェクトの進捗状況の報告を求めて評価を行うとともに、指導・助言を行う。
- ・基礎研究推進事業については、39課題を対象に年次評価を実施、25課題を対象に中間評価を実施するとともに、平成18年度に終了する7課題を対象に終了時評価を実施する。
- ・実用化研究支援事業については、7課題を対象に年次評価を実施するとともに、平成18年度に終了する5課題を対象に終了時評価を実施する。
- ・希少疾病用医薬品等開発振興業務については、交付条件に関し、関係企業に事前に文書で通知するとともに、説明会を開催する。また、申請企業に対するヒアリングの集約化など交付手続の簡略化を図る。
- ・希少疾病用医薬品等の新規指定の状況を勘案し、年度途中においても助成金交付申請を受け付ける。
- ・希少疾病用医薬品等開発助成金に係る助成品目、交付先企業、助成金交付額、助成期間について公表し、事業の透明性を図る。

エ バイ・ドール方式による研究成果の活用

<基礎的研究の成果の活用>

- ・資金提供先との間で日本版バイ・ドール条項を適用した研究契約を締結する。
- ・査読付論文発表数及び特許出願件数の増加を図るため、以下の事項に取り組む。
 - ① 新規案件については、具体的な研究成果が期待される課題を優先的に採択する。
 - ② 既存案件については、論文の発表や特許の出願といった具体的な成果を挙げた案件に対して資金配分額を増やすなど、研究者のインセンティブを高める。
 - ③ 論文や特許といった具体的な成果が期待できるものに研究のテーマを絞るよう、研究者を促していく。

<実用化研究の成果の活用>

- ・委託先ベンチャー企業等との間で日本版バイ・ドール条項を適用した委託契約を締結する。
- ・製品化に近い実用化研究を行っているベンチャー企業を重点的に支援するため、①公募時の応募書類に開発しようとしている製品ごとの研究開発段階についての詳しい記述を求める。②採択時の評価項目や評価基準は、収益性及び製品化・実用化可能性に関するものを重視する。
- ・採択時に実効性のある研究計画書及び市場ニーズや競争環境という視点を入れた収益見通しに関する書類の提出を求めるとともに、実用化研究評価委員会内に収益性について専門的に評価する部会を設け、収益が見込まれる案件の採択に努める。

オ 研究成果等の公表

- ・基礎研究推進事業による研究成果について研究成果発表会を開催するとともに、ホームページ等を通じて研究成果の概要や研究実施体制等を公表する。また、ホームページを通じて、評価点数や評価委員のコメント等を公表する。

(3) 利用しやすい資金の提供に係る目標を達成するためとるべき措置

ア 電子化の推進

- ・公募開始の1ヶ月以上前よりホームページを通じて公募予告を行うとともに、大学・研究機関等に対して募集要領を送付し、公募に係る事前周知を行う。
- ・応募に必要な書類は、ホームページからダウンロードできる仕組みとする。
- ・応募書類や各種報告書等の電子的な受入れを実施する

イ 審査の迅速化

- ・新規採択に係る審査を迅速化し、公募締切から採択決定までの期間を短縮するため、申請データや一次評価結果などの入力・集計事務等についてシステム化を推進し、二次評価実施までの作業時間の短縮を図る。

ウ 選定結果の公表

- ・ホームページを通じて、応募総数や採択の案件名・研究内容・配分額等を公表する。
- ・不採択となった応募者に対しては、審査結果や評価委員のコメント等を通知する。

エ 弹力的な研究費の交付

- ・研究開発費の繰越を行うための条件や運用方法について資金提供先に通知するとともに、疑義照会や相談等に対応する。

(4) 承継業務の適正な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置

- ・出資法人に対し具体的な事業計画を含めた報告書の提出を求め、研究成果の事業化・収益化を促す。
- ・事業計画を含めた報告書を精査した上で、外部専門家の意見を踏まえ、株式の保有を継続するか処分するかについて、平成19年度の方針を決定し、速やかに実行する。
- ・貸付金の回収については、償還計画に沿った回収を着実に進める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算 別紙1のとおり

2 収支計画 別紙2のとおり

3 資金計画 別紙3のとおり

第4 短期借入額の限度額

(1) 借入限度額

8億円

(2) 短期借り入れが想定される理由

- ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足
- イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給

ウ その他不測の事態により生じた資金の不足

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第6 剰余金の使途

各勘定において、以下に充てることができる。

- ・業務改善に係る支出のための財源
- ・職員の資質向上のための研修等の財源
- ・知的財産管理、技術移転にかかる経費
- ・研究環境の整備に係る経費

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する事項

- ア・各分野の著名な研究者を招請したセミナーの開催、会計研修など研修会の実施、彩都バイオサイエンスセミナーなど外部セミナーへの参加等により、研修の機会を提供し、職員の資質や能力の向上を図る。
- ・常勤職員の業績等を毎年度評価する人事評価制度について、18年度の試行結果を踏まえ評価方法等について必要な見直しを行い、再度試行を行う。
- ・大型精密機器など共用機器の管理を行う組織体制を構築し、専門知識を有する職員を配置するなど適正な人事配置を行う。
- イ・公募を中心として必要な分野の有能な人材の確保を図る。
- ・基盤的研究部において研究職を雇用する際には、所属する研究プロジェクトの実施期間を考慮して原則として5年以内の任期を付して雇用する。
- ・基盤的研究部以外において研究職を採用する場合にも5年以内の任期を付した雇用を促進する。
- ウ・就業規則や兼業規程に基づき、採用時における誓約書の提出や兼業承認の適切な運用等を行い、当研究所と製薬企業等との不適切な関係を生じることがないよう、必要な人事管理を行う。

(2) セキュリティの確保

- ・IDカードによる入退出管理システムの適正な運用を図るとともに、より高度なセキュリティを必要とする区域については、予め登録された職員以外は入室できないよう入退出管理の強化を図る。
- ・所内共用LANシステムを活用して、重要情報へのアクセス制限、アクセス履歴を活用した監視強化、恒常的なバックアップの実施などにより、情報セキュリティの向上を図る。

(3) 施設及び設備に関する事項

別紙4のとおり

別紙1

予算

平成19年度の予算

(単位：百万円)

区分	開発振興勘定	研究振興勘定	承継勘定	計
収入				
運営費交付金	11,333			11,333
施設整備費補助金収入	264			264
政府出資金		1,200		1,200
受託研究収入	234			234
貸付回収金			129	129
事業収入			14	14
納付金収入	79			79
業務外収入	87	4	72	163
運用収入	42	4	72	119
雑収入	44			44
計	11,998	1,204	214	13,417
支出				
業務経費	9,953	1,200	8	11,161
施設整備費	264			264
借入金等償還			114	114
借入金利息			11	11
一般管理費	959	4	15	978
人件費	787		29	816
計	11,963	1,204	178	13,346

【注記1】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

別紙2

収支計画

平成19年度の収支計画

(単位：百万円)

区分	開発振興勘定	研究振興勘定	承継勘定	計
費用の部				
経常費用	12,249	1,204	64	13,518
基盤的研究事業費	389			389
生物資源研究事業費	80			80
靈長類医科学研究事業費	353			353
薬用植物資源研究事業費	70			70
委託事業費		1,200		1,200
出融資事業費			8	8
借入金利息			12	12
基礎研究事業費	7,979			7,979
開発助成費	671			671
基礎研究推進業務費	214			214
一般管理費	959	4	15	978
人件費	787		29	816
減価償却費	746			746
引当金繰入				
収益の部				
経常収益	12,249	4	81	12,335
運営費交付金収益	11,129			11,129
受託研究収入	209			209
事業収入			9	9
納付金収入	79			79
資産見返運営費交付金戻入	746			746
引当金戻入				
事業外収益	87	4	72	163
純利益（△純損失）	0	△ 1,200	17	△ 1,183
目的積立金取崩額				
総利益（△総損失）	0	△ 1,200	17	△ 1,183

【注記1】 開発振興勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

【注記2】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

資金計画

平成19年度の資金計画

(単位：百万円)

区分	開発振興勘定	研究振興勘定	承継勘定	計
資金支出				
業務活動による支出	11,529	1,204	52	12,786
基盤的研究事業費	437			437
生物資源研究事業費	102			102
靈長類医科学研究事業費	313			313
薬用植物資源研究事業費	67			67
委託事業費		1,200		1,200
出融資事業費			8	8
基礎研究事業費	7,979			7,979
開発助成費	671			671
基礎研究推進業務費	214			214
一般管理費	959	4	15	978
人件費	787		29	816
雑支出				
投資活動による支出	434		800	1234
財務活動による支出			126	126
借入金償還			114	114
借入金利息			11	11
次年度への繰越金	221	1	488	710
計	12,184	1,205	1,466	14,856
資金収入				
業務活動による収入	11,734	4	214	11,953
運営費交付金収入	11,333			11,333
受託研究収入	234			234
貸付回収金			129	129
事業収入			14	14
納付金収入	79			79
雑収入	87	4	72	163
投資活動による収入	264		1,100	1,364
財務活動による収入		1,200		1,200
政府出資金		1,200		1,200
前年度よりの繰越金	186	1	152	339
計	12,184	1,205	1,466	14,856

【注記】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
(19年度) 靈長類医科学研究センター研究本館等空調設備改修工事 靈長類医科学研究センター研究アカゲミドリザル棟改修工事 共用実験棟 (800MHz NMR装置) 建設工事	63 145 56	施設整備費補助金 〃 〃

【注記】 係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては、合計と一致しないものがある。